

事務連絡  
平成 29 年 7 月 25 日

市町村 障害児福祉主管課 御中

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課  
施設指導グループ

### 児童発達支援ガイドラインについて

本県の障害児支援施策の推進につきましては、日頃より格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より通知がありましたので、お知らせします。

なお、放課後等デイサービス事業においては、平成 29 年 4 月より改正施行された指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 1 月 11 日条例第 7 号）に基づき、放課後等デイサービスガイドラインの遵守並びに自己評価結果及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表することとされました。

つきましては、関係所属・機関への周知につき御協力いただくとともに、今後とも、児童発達支援の質の向上と適正利用にご配慮くださるようお願いいたします。

問合せ先

施設指導グループ 中村

電話 045-210-1111（内 4725）

ファクシミリ 045-201-2051

障 発 0724 第 1 号  
平成 29 年 7 月 24 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

### 児童発達支援ガイドラインについて

児童発達支援の提供及び事業所運営については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の関係法令等に基づき行われているところですが、今般、児童発達支援の質の向上を図るため、別紙のとおり「児童発達支援ガイドライン」を定めたので、管内の児童発達支援センター及び児童発達支援事業所に対し周知徹底を図るとともに、事業所の指定、指導監査、人材育成の研修等のあらゆる機会において活用し、より一層の支援の質の向上に取り組まれるよう、格段のご配慮をお願いします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）に対する周知をお願いします。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。